

## 2024. 1. 18 第56回口頭弁論期日後の記者会見要旨

前回の期日は10月10日でした。本日は、第56回口頭弁論期日でした。

新年早々、1月1日に能登半島地震が起きました。最大震度が7という大地震でした。北陸電力志賀原発では1号機地下で震度5強を観測しました。今回の地震で志賀原発では、5回線ある外部電源のうち2回線が使えなくなったとのこと。発電所なのに外部からの電気がなければ、冷やし続けることができないために大きな事故になりうるのが原発です。福島以後、そのことを踏まえて、非常用電源を設けることとなっていました。ところが、今回変圧器が壊れてしまったといいます。変圧器が壊れるということは、想定外だったといいます。もし、志賀原発が稼働していたら、変圧器が壊れ、原子炉を冷やし続けることができなくなり、大事故につながったかもしれません。また、志賀原発では、海側の物揚げ場の中央部が沈降し、35センチもの段差が生じたといいます。原子炉建屋ではない部分でしたが、原子炉建屋の部分で段差ができなかったのは、偶然だったのではないのでしょうか。志賀原発では、1号機の建屋の直下にある断層が、活断層ではないかということで、規制委員会での審査が続いていました。昨年3月、規制委員会は、北陸電力が主張している「活断層ではない」ということを了承したといいます。北陸電力の説明を了承したことは間違いだったのではないのでしょうか。北陸電力は、能登半島の北西側の断層帯が96キロにわたって連動することがありうると説明していたとのこと。今回の地震では、それが150キロにもわたって連動して動きました。北陸電力は、今回動いた断層帯の東西に隣接する断層は連動しないと説明していたと言います。隣接する断層が連動することは想定外だったということになるのでしょうか。そうです。自然は、人の想定を超えるのです。地震動に関する人の知見は、最近の数十年程度の観測に基づいたものに過ぎません。地震動に関する考え方を、根本的に、改める必要があるのではないのでしょうか。

浜岡原発に関しては、昨年9月の規制委員会の審査で、概ね、基準地震動が決まったと言いますが、今回の能登半島地震の発生を受けて、再度、基準地震動の審査をやり直すべきです。

今回の能登半島地震では、道路が寸断され、多くの孤立集落が発生しました。このようなことは浜岡でも起こりうることです。地震や津波に因って道路が寸断されれば、避難できなくなります。もし、原発が事故を起こしていれば、周辺住民は、

逃げることはできません。ある程度の避難計画が策定されていますが、その避難計画は、到底、実効性のあるものとは考えられません。実効性のある避難計画は作れないのが実情です。だから、原発は、動かしてはならないのです。

私たちは、A17断層が敷地内にあること、それは、活断層であると主張しています。この点について、中部電力は、前回の期日で、反論の準備書面を提出してきました。その内容に対し、今回、私たちは、反論をしました。中部電力の主張は、論点をずらしているもので反論たりえないことを明らかにしました。なお、上載地層が変形しているということは、その上載地層が堆積した後、その下の地層が地震により断層となったことの何よりの証拠である、つまり、上載地層の堆積後に、その付近で地震断層ができたということの証拠になるというのが、私たちの主張なのですが、そのことについての中部電力の反論がありません。規制委員会も、この点について、きちんと評価してくれることを期待しています。

とにかく、世界で一番危険なところにある原発を廃炉にすべきです。そのために私たちも頑張りますので、皆様も一緒に頑張りましょう。

弁護士 鈴木 敏 弘